

台湾知的財産裁判所設置に関する問題とその分析

An Analysis of the Issues of Establishing Intellectual Property Court in Taiwan



謝 銘洋*
Ming-Yan Shieh

星 友康 (訳) **
Tomoyasu Hoshi

抄録 知的財産裁判所を設置することの最終目的は、知的財産案件の処理に対して専門的かつ効率的な判断を下すことで、知的財産を有効に保護することである。台湾では知的財産裁判所の設置に関連した法律が成立したが、いまだ多くの問題が解決されていない。もっとも大きな問題は、これらの関連法が行政救済プロセスについての改善を行っていないということである。このままでは知的財産裁判所の効用は限定され、結果として知的財産裁判所の存在自体が無意味なものになってしまうかもしれない。

1. 序論

知的財産裁判所の設置は近年台湾司法界において注目されている問題である。知的財産の保護という角度から見ると、専門の裁判所が存在することは知的財産権案件の審理品質と効率を高め、産業の発展に貢献することになるが、知的財産裁判所の設置に関しては、案件審理の範囲と審級、裁判所の組織、専門裁判官と技術審査官の確保、審理プロセス及び現行の専制*¹と商標の行政救済制度の関連など、広範囲にわたる問題を解決しなければならない。さらに大切なのは、知的財産裁判所を設置することによって、現行制度下で台湾司法制度が直面している知的財産案件に関する問題を有効に解決できるのかどうかということにある。

本稿は現行制度下における知的財産権関連プロセスを紹介するほか、将来知的財産裁判所が成立した後の組織と運営プロセスについて説明し、さらに知的財産裁判所を設置することで発生するであろう問題に関しても分析、検討する。

2. 台湾現行制度下の知的財産関連の救済プロセスとその問題点

台湾における知的財産案件の司法審理プロセスは大きく二種に分類される。一つは申請の却下、異議¹、特許の無効審判請求、商標の無効審判請求などの特許権、商標権の取得に関連する行政訴訟プロセスであり、もう一つは知的財産案件の刑事²及び民事訴訟などの侵害訴訟プロセスである。前者は行政裁判所によって審理され、後者は普通裁判所によって審理される。このような制度はアメリカや日本などとは異なり、いわゆる二元制と言われているものである。

* ドイツミュンヘン大学法学博士；国立台湾大学法律学院教授

Doctor of Law, Munich University, Germany ;
Professor of Law, National Taiwan University

** 台湾大学法律学院修士；国立清華大学科技法学研究所講師

Master of Law, National Taiwan University, Taiwan ;
Teacher of Institute of Law for Science and
Technology, National Tsing Hua University

図1：現行の特許、商標行政救済プロセス

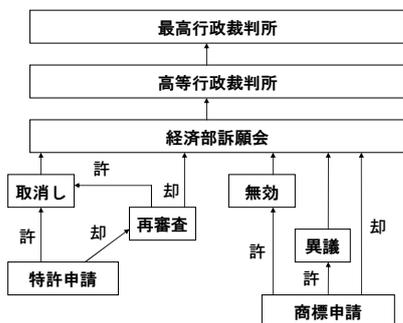
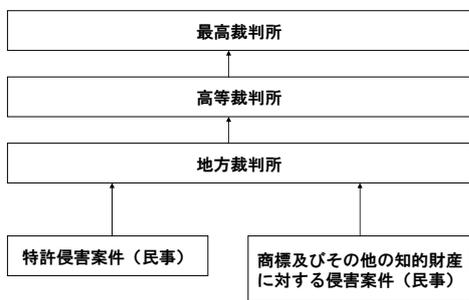


図2：現行の知的財産侵害訴訟プロセス



(本文中の図はすべて筆者整理による)

台湾司法院^{*2}は、知的財産に対する侵害案件の審理には高い専門性が求められると判断し、一部の地方裁判所に「知的財産専門法廷」を設置していたが、侵害訴訟中に被告が特許又は商標の有効性に対して疑いを持ち、智慧財産局^{*3}に対して特許又は商標の無効審判申請を行った場合、多くの裁判官は特許法又は商標法に基づいて訴訟プロセスを停止するため、ほとんどの侵害訴訟の解決には長い時間がかかってしまっていた。このような問題を解決するために司法院が出した解決策は、知的財産裁判所を設置し、裁判官に知的財産の民事、刑事事件と行政事件を同時に審理させようというものであった。

司法院は知的財産裁判所の設置により裁判官に知的財産案件の審理に対する経験を累積させることができるばかりか、裁判所が専門技術員の協力

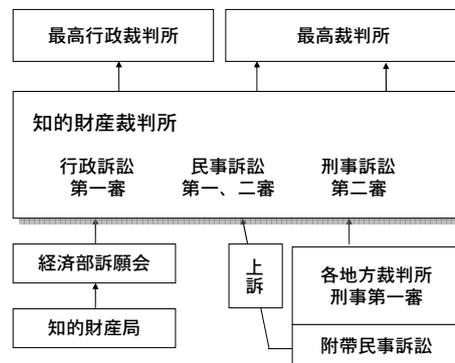
を得ることで知的財産案件を審理することに対して、よりいっそうの専門性を持つことができる。さらには、ドイツの連邦特許裁判所、日本の知的財産高等裁判所、韓国の特許法院、タイの中央知的財産権及び国際貿易裁判所などの成功例を目の当たりにしたことで、知的財産裁判所の有益性を理解したのである。

こうした思考の下、司法院は2006年4月20日に立法院に対して「智慧財産法院組織法草案（知的財産裁判所組織法草案）」及び「智慧財産案件審理法草案（知的財産案件審理法草案）」を提出した。前述したとおり、知的財産裁判所の設置のもっとも大きな目的は、知的財産の侵害訴訟に関する問題の解決であったため、知的財産権に関する行政訴訟プロセスにはなんら大きな変更は見られていない。この二つの草案は2006年12月11日に立法院司法委員会の審議を通過し、「知的財産案件審理法」は2007年1月9日に、「知的財産裁判所組織法草案」は2007年3月5日に法として成立した。

3. 知的財産裁判所組織と訴訟プロセス

「知的財産裁判所組織法」によると、知的財産裁判所は知的財産権の民事、刑事及び行政訴訟の審判事務を取り扱うとしている。つまり、すべての知的財産案件の民事訴訟の第一審、第二審、刑事事件の第二審、及び行政訴訟の第一審を取り扱う。

図3：知的財産裁判所組織と訴訟プロセス



台湾の知的財産裁判所の特殊な点は、知的財産侵害に関する刑事案件を第二審だけではあるが、その審理管轄に含んでいることである。しかし第一審は地方裁判所の管轄なので、もし権利者が第一審の刑事訴訟中に付帯民事訴訟を提起した場合、民事の部分に関しても地方裁判所が判決を下し、もし当事者がその内容に不服がある場合は知的財産裁判所に上訴するというプロセスを取る。民事に関しては第一審は一人制、第二審は合議制で審議を進行する。また裁判官の専門能力を高めるため、知的財産裁判所は技術審査官制度を設けている。技術審査官は裁判官の命により、案件に関連する技術判断、参考資料の収集、資料の分析を行い、技術問題に対する意見を述べ、また法に基づいて訴訟プロセスに参加することができる。

知的財産侵害案件の審理の迅速化を図るため、知的財産案件審理法第16条には、「当事者が侵害訴訟中に知的財産権の取り消し、無効原因を主張又は抗弁した場合、裁判所はその主張又は抗弁が有効かどうかを自ら判断しなければならない、訴訟を停止することはできない。」とあり、また「もし知的財産裁判所がその取り消し原因が有効であると判断した場合、権利者は民事訴訟中、相手方に対してその権利を主張し得ない。」とある。さらに

同法第17条には「知的財産裁判所は前述の主張又は抗弁を判断するに当たり、必要であると認める場合には、知的財産局に訴訟参加を命じることができる。ただし、裁判所の判断結果は知的財産局に対してなんらの拘束力を持たない。」と規定されている。

4. 裁判官の技術審理能力の向上

台湾における現行の知的財産侵害案件の審理は裁判官の技術的知識の欠如から、特許及びその他の関連技術（著作権法中のプログラム著作など）に関する判断について、常に鑑定機関の鑑定結果に頼りすぎているため、万が一、鑑定者の鑑定方法が特許侵害認定に対する正確な鑑定方法をとっていなかった場合、裁判官はそれに対してなんら検証を行うことができない。また、同様に行政救済案件においては特許申請、異議案又は無効審判請求案のどれをとっても高度な技術性が必要とされるため、行政裁判所の裁判官の技術審査能力の弱さがむき出しになってしまっている。そのため、ほとんどの場合、行政裁判所が自ら技術判断をすることはなく、原訴願決定を取り消した上で、原判断機関に案件を差し戻し、原判断機関に再審理を行わせる。このため、無効審判請求案件の確定

は難しく、行政救済プロセスが長引くことで、行政救済の結果を待って判断が下される侵害訴訟案件も同様に迅速な解決を見ることができない。

裁判官の技術審理能力を向上させるためには二つの面から問題の解決を図らなければならない。ひとつは裁判官という「人」の問題。もうひとつは審理プロセスの問題である。まず「人」の問題については、いかにして裁判官の技術能力を高めるかにかかっている。一部の国では技術裁判官を設置することでこの問題の解決を図っている。たとえばドイツの特許裁判所³では技術の背景を持つものに技術裁判官の資格を与え、法律裁判官との合議制の下で審理を行っている。特に特許の無効審判請求などの技術的判断に偏った案件では技術裁判官の比率を法律裁判官の比率より高くして合議を行っている。また、ある国では技術審査官又は裁判所調査官という制度を設けてこの問題の解決を図ろうとしている。たとえば韓国⁴や日本⁵の審査官などは裁判官の補助役として技術的判断の上での補助を行うのみで審判権は無い。アメリカ⁶は形式上はこのような制度は存在しないが、裁判官個人に十分な助手が手配されており、また審理プロセスも周到な判断の下に設計されているため、技術案件に対して裁判官が十分な審理能力を発揮できるようになっている。

知的財産裁判所組織法には技術裁判官制度は取り入れられていない。これは台湾の司法委制度に対する影響が大きすぎると判断した結果と思われるが、将来的には知的財産裁判所の裁判官を法律と技術、双方の背景を持つ者から任命することも考慮するべきであろう。当該法には技術調査官制度が設けられており、裁判官に対して技術面での意見や資料を提供し、技術判断能力を補助することになっているが、以下の問題があり、注意が必要である。

(1) 「技術審査官」という名称は不適切

この新しい役職に対して与えられた「技術審査官」という名称は不適切である。知的財産裁判所組織法第15条第4項では「技術審査官は裁判官の命により、案件の技術判断、技術資料の収集、資料の分析及び技術意見の提供を行い、技術問題に対する意見を述べ、また法に基づいて訴訟プロセスに参加することができる。」とあるが、知的財産案件審理法第4条では「裁判所は必要に応じて技術審査官に対して以下の職務の遂行を命じることができる：一 訴訟関係を明確にするため事実上及び法律上の事項に対して専門知識を用いて当事者に説明又は質問すること。二 証人又は鑑定人に対して直接質問をすること。三 本案に関して裁判官に意見を述べること。四 証拠保全時に証拠調査の補助を行うこと。」と規定している。したがって、技術審査官の任務は裁判官の補助であり、裁判官の技術能力の不足を補うためのものでしかなく、案件の進行に対してなんらの審査を行うものではない。すなわちその役職には「審査官」としての能力は無いため、むしろ「技術補佐官」又は「技術調査官」との名称が適切であろう。

(2) 商標審査官は技術審査官として任命されるべきではない

知的財産裁判所組織法第16条では「特許審査官又は商標審査官を合計三年以上務めた者は技術審査官として任命され得る」としている。しかし、特許審査官を務めた者が技術審査に関する能力を持っていることは明白であるが、商標審査官は技術とはまったく関係ないものであるため、裁判官の補助として技術資料を収集、分析が行えるとは思えないし、それに対して有効な意見を述べることは考えにくい。さらには、商標案件に対しては多くの場合裁判官自らが審理能力を持っているため、商標審査官の補助は必要なもので

はない。

(3) 司法の公正性に対する疑惑を引き起こす恐れがある

知的財産裁判所組織法第16条によると、多くの専門分野の人間が技術審査官として任命されうるとしているが、ドイツ、日本、韓国など、知的財産専門裁判所を設置している多くの国家においては、技術裁判官又は技術審査官の任命は主に特許主管機関において特許審査業務を一定期間行った者の中から行われている。その原因はその技術に対する知識と経験の豊富さにあるが、台湾も将来的には技術審査官の任命元を特許審査官にしぼることが必要であろう。

しかし、特許審査官の中から技術審査官を任命することはその必要性が明白であるが、台湾においては司法の公正性に対する疑問を引き起こしてしまう可能性がある。特許に関する行政救済プロセスにおいて、特許申請の拒絶にせよ、特許の無効審判請求にせよ、多くの場合申請人は知的財産局を被告として行政訴訟を提起することになる。したがって、行政訴訟の原告又は被告機関の特許審査官が知的財産裁判所において技術審査官として裁判官の案件審理を補助することは、技術審査官が中立で客観的な立場を保つことを期待することはできても、制度そのものに公正な客観性が欠けているといわざるをえない。将来、知的財産局が多数の案件において勝訴することになれば、敗訴側が技術審査官の公正性に対して疑惑を抱くことはまず間違いない。なぜならば裁判官に対して技術的な意見を述べたこれらの技術審査官はかつては勝訴側の人間であり、勝訴側の人間の同僚であったからである。このような疑惑については台湾司法そのものの公正性と威信に対する損失となり、知的財産裁判所の審判の専門性にも影響を及ぼすことになるであろう。

この問題は制度面での解決が図られることが望ましい。すなわち行政救済制度の改革を行い、特許の無効審判請求に後述する当事者系訴訟制度を導入し、また特許申請の拒絶案には特許審査官を歴任したことの無い技術審査官を用いることで問題を解決できる。

(4) 審理プロセスの改正の必要性

技術審査官制度によって知的財産裁判所の裁判官の技術審理能力を向上させるほかに、どのような審理プロセスを採用するかが技術案件の審理に関しては大きな問題である。司法院は知的財産案件審理法の中でアメリカのようなDiscovery制度を採用していないが、当事者の負担を軽減するため、民事訴訟法において新設された先行訴状、証拠保全内容の開示、文書提出範囲の拡大、証明妨害、当事者尋問などの制度を運用しDiscovery制度と同様の精神を貫徹する必要がある⁷。司法院はアメリカのDiscovery制度に対する研究を積極的に行うべきである。なぜならば特許侵害訴訟の技術性の範囲は高度かつ多岐にわたるため、一般の民事訴訟とはまったく違ったものになってしまうをえない。さらには特許侵害訴訟中に被告が特許の取り消し原因を主張又は抗弁した場合、知的財産裁判所はそれに対する審理を行わなければならない点も一般の民事訴訟とは異なるため、アメリカのDiscovery制度の研究は台湾にとって将来的に不可欠なものであろう。

5. 知的財産裁判所における侵害訴訟中の特許及び商標の有効性の判断

(1) 問題点

侵害訴訟中に被告が特許又は商標の有効性を主張又は抗弁した場合、知的財産裁判所は知的財産案件審理法第16条により、その主張又は抗弁に

ついて判断を下さなければならないが、ではその効力はどのようなものなのであろうか？もし侵害訴訟の被告が行った特許又は商標が有効性であるという抗弁が、知的財産裁判所に採用されなかった場合、その判断は別案で知的財産局に対して提出されている無効審判請求にも影響するのであろうか？もし知的財産裁判所が侵害訴訟中に特許又は商標の有効性を判断した場合、知的財産局はその登録を取り消す義務を負うのであろうか？知的財産裁判所審理法第17条によると、「知的財産裁判所が必要であると認める場合には、知的財産局に訴訟参加を命じることができる」とあるが、この規定に対しては民事訴訟法第63条第1項前段^{*4}は適用されない。すなわち裁判所はこれらの参加者に対して訴訟参加の拘束力を発生させないのである。さらに、知的財産裁判所審理法第16条によると、裁判所が特許又は商標の取り消し原因が存在すると判断した場合でも、権利者はその民事訴訟においてのみ権利を主張できないにとどまる。このような規定の存在により、知的財産裁判所が特許又は商標の有効性に対して下した判断は、当該事案においてのみ拘束力を持つにとどまってしまうが、これには疑問が無いわけではない。

(2) 比較法的観点

比較法的観点からこの問題を見ると、一部の国では一般の裁判所が特許の有効性に対して判断を行う事を否定している。例えばドイツの裁判所では、侵害訴訟中における特許の有効性の判断は裁判所では行われない。たとえその特許が無効であることの明確な証拠が提出されたとしても、特許が取り消されるか無効を宣言されない限り、あくまでも有効な特許として扱われる。ただし、特許無効訴訟の場合で、該当特許が無効を宣言される可能性が高い時、特に第一審において特許裁判所がその無効を宣言している場合、裁判所は訴訟プ

ロセスを停止する。逆に無効訴訟が提起されているが、第一審が案件を棄却し、且つなんらの新しい理由が提出されていない場合、裁判所は訴訟プロセスを停止し無い⁸。つまり、特許の有効性に関しては完全に特許裁判所が審理を行い、侵害訴訟中でその認定を行うことはないということである。裁判所が侵害訴訟中に該当特許が有効であるとして事実を判断するのであれば、その判断が特許無効訴訟になんらの拘束力も持たないのは当然である。ドイツのように侵害案件と無効案件を分別し、各種裁判所が職権の範囲で判断を行うという方法は現在の台湾の状況と同様であるが、将来、知的財産裁判所が採用する方法とは異なっている。

ドイツと異なる例としては、アメリカの例が挙げられる。アメリカの裁判所は侵害訴訟中に特許の有効性に対して判断を行う権限を持っている。特許の審査は他国と同様特許主管機関が行い、侵害訴訟中もその特許は有効であるとの前提の下⁹に審理が行われるが、被告がその有効性に対してなんらかの抗弁を行うと、裁判所はその有効性に対して判断を下す権限を持つことになる。また裁判所は審判中に訴訟当事者（特許局、商標局を指すものではない）の申請によって特許権又は商標権の有効性に対して判決を下す（declaratory judgment）ことができる。さらに訴訟当事者は、裁判所が特許権又は商標権に対して下した有効性又は帰属性に関する判決又は命令を基に、特許局、商標局に対し特許又は商標を登録することなどを直接要求することができる。またその要求に関して特許局、商標局はなんらの判断も行い直す必要は無い¹⁰。裁判所が該当特許を有効と判断した場合、他者が別案の訴訟プロセスなどにおいて証拠を提出し、該当特許の無効を主張することを排除することはできないが、裁判所が無効と判断した特許についてはその効力は以後の訴訟についても拘束力を持つ¹¹。

(3) 裁判所の判断権限とその拘束力

以上のようなことから、侵害案件を判断する裁判所が特許の有効性を判断する権利を持たない国については、裁判所は特許が有効であるとの前提で侵害案件の審理を行い、もし被告が特許の有効性に対して抗弁を行った場合には、侵害訴訟のプロセスを停止し、特許主管機関もしくは特許裁判所が有効性に対する判断を行うのを待つ。侵害案件を判断する裁判所が特許の有効性を判断する権利を持っている国においては、その有効性の判断は他の事案に対する拘束力を持っていることがわかる。

台湾では将来、知的財産裁判所が有効性を認定できる権限を持つ。侵害案件の第一審及び第二審は共に知的財産裁判所で審理され、技術審査官などの協力を得ることで裁判官が十分に有効性を判断することができるようになるというのが知的財産案件審理法第16条が知的財産裁判所に有効性の判断権限を付与した理由である。しかし、侵害案件を審理する裁判官が有効性の判断を行う権利を持つとするのであれば、その判断に対して拘束力を認めるべきであろう。知的財産裁判所では、特許に関しては技術審査官の協力を得て判断を行い、商標に関しては自らの知的財産権に関する専門知識を持って判断を行えば、十分な事実の認定を行うことは可能なはずである。また、判断に拘束力が無いとすると、被告は侵害訴訟のほかに同様の事実に関して無効審判請求などを行わなければならない、行政資源の無駄使いとなってしまう。さらには、被告が同様の事実に対して知的財産局に対して再度の無効審判請求などを提起できるとすると、その決定に不服を持った場合、再度知的財産裁判所に対して行政訴訟を提起することになってしまう。知的財産裁判所が同一の案件を二度審理することになるわけである。この件に関しては、知的財産局が侵害案件に関して訴訟参加し、特許

や商標の有効性に対して十分に意見を述べる機会とは与えられているはずであるから、被告には同一案件について知的財産局に再度の無効審判請求の申請を行わせるべきでは無いであろう。万が一、再度の無効審判請求を認めた場合、知的財産局が拘束力を受けないことを理由にさらに異なる処分を下した場合、複雑な結果を引き起こしてしまうことは間違い無いであろう。

同様の理由により、もし知的財産裁判所が侵害案件中に下した特許又は商標に対する無効の判断に拘束力が無いとすると、知的財産局もその特許又は商標を取り消す必要はないため、結果として権利者はその事実上無効と認定された権利に基いて、他者に対して権利を主張しうることになるため、裁判所は別案で再度の事実審理を行うことになるかもしれない。その場合、異なる裁判官の間で異なる判断がなされる、つまり前案中で無効と判断された特許又は商標に対して、後案の裁判官が無効ではないと判断した場合、法の秩序は大混乱に陥るであろう。また、他者が該当特許又は商標を徹底的に消滅させたい場合には別途知的財産局に対して無効審判請求などを提起しなければならない、知的財産局は再度審理を行わなければならない。またその結果がどうであれ、当事者の一方が必ず知的財産裁判所に対して上訴を行い、同一案件が堂々巡りを繰り返すことになる。このような結果は司法資源、行政資源の浪費であるばかりでなく、人民の権益と産業秩序に対する影響もはかりしえないものがあると考えられる。

6. 当事者系訴訟制度の採用

(1) 問題点

現制度の下では、第三者が特許又は商標に対して知的財産局の下した行政処分に意見がある場合、第三者は行政処分の当事者ではないために、知的財産局に対して無効審判請求などを行い、その結

果を基に行政救済を行わなければならない。このような救済プロセスの設計は、第三者が特許又は商標の有効性を確定し、救済に至るまでの道のりが長すぎるため、問題があるといわざるを得ない。

(2) 比較法的観点

ドイツでは特許又は商標の無効に対する処理方法は無効訴訟を提起することで行われる。つまり第三者が直接特許裁判所に対して特許権利者又は商標権利者を被告として無効訴訟を提起することができ¹²、裁判所の判断に不服がある場合には連邦最高裁判所に上訴できる。結果として第三者が原告、特許又は商標権利者が被告となる訴訟方式で、僅か2回の審理の後に特許又は商標の有効性が確定されるという迅速な対応が可能なのである。日本を例にとると、直接権利者を知的財産高等裁判所に対して起訴するのではなく、特許庁審判部に対して訴えを提起し、審判部が当事者系訴訟の方式を採用し特許又は商標権利者を被告とする。アメリカでは侵害訴訟裁判所が特許の有効性に対して判断を行う際には、双方当事者を原告及び被告とする。そのほかにも再審査プロセスに関してアメリカでは1999年にAmerican Inventors Protection Actが成立し、それまでのプロセスのほかに、第三者が当事者として再審査に参加できる道が開かれた。このプロセスでは何者であっても特許商標局に対して再審査を提起でき、かつ特許商標極の発見した論点と特許権利者の答弁に対して意見を提出することができるという当事者系訴訟に類似したプロセスであるinter partiesが採用されている¹³。

以上のようなことから、プロセス的には大きくは、第三者が特許又は商標に対して知的財産主管機関の下した行政処分意見がある場合、直接特許裁判所に訴訟を提起できるドイツなどのような方式と、本質的に当事者系訴訟は採用しているが主管機関に対して訴えを提起する日本やアメリカ

のような方式とに分けられる。注目すべきはどちらの方式においても当事者系訴訟が採用されている点である。

(3) 当事者系訴訟制度

特許権又は商標権の申請は主管機関の「機関審査」を受けなければならない。主管機関はその申請が保護要件を満たしているかどうかを判断し、またその申請案に反対する資料が存在しないことを確認した上で権利の保護を付与する。主管機関の審査後には「公衆審査」を受けなければならない。第三者が主管機関の審査の後に申請者の資料を否定できると判断した場合、無効審判請求などのプロセスを用いて主管機関の付与した権利を剥奪することができる。第三者が無効審判請求を行った場合、その対象は権利者であるべきで、主管機関では無いはずである。なぜならば第三者と主管機関は同様に特許又は商標の権利取得に際して申請人の挑戦を受けるべき地位にあるからである。本来第三者は主管機関とともに審査者としての役割を担うべきなのであるが、台湾の現制度においては第三者が主管機関に挑戦することになってしまい、本来あるべき立場とは異なった解釈がされてしまっている。

もし当事者系訴訟方式が採用され得るのであれば、知的財産裁判所で訴訟を進行するにしろ、知的財産局内に日本の特許庁の審判部のような機関を設けるにしろ、同様に第三者が原告として、特許又は商標権利者を被告として特許又は商標の有効性に対して主張を行い、特許又は商標の救済案件を効率的に審理することができるであろう。このような訴訟方式は伝統的な行政救済の概念に合わないと感じるかもしれないが、伝統的な行政救済では第三者が先ず無効審判請求を提起しなければならないため、プロセス全体にかかる時間が長くなりすぎてしまい、多くの弊害が生じてしま

っており、また侵害案件の審理を長引かせることが侵害訴訟を受け持つ裁判所の大きな負担となっていることも、台湾では公知の事実である。日本やドイツのように行政処分と行政救済に関する理論と実務が発達している国では特許や商標案件の特殊性に鑑み伝統的な行政救済方式は採用されておらず、当事者系訴訟方式が採用されており、また特許法、商標法の中で、その救済に当事者系訴訟制度を採用する旨を規定することで、伝統的行政救済プロセスの束縛から解放されるような法設計がある事実を台湾は直視すべきであろう。台湾の行政救済制度はドイツのものと相似しているため、ドイツの理論と制度を多く参考にしている。ドイツは伝統的行政処分と行政救済方法が相当程度発達しているため、特許や商標に関する案件に対しても柔軟な実務的対応をもって解決を図っていることは参考にすべきである。台湾は知的財産裁判所を設置するにもかかわらず伝統的行政処分と行政救済理論に絡めとられたまま、その束縛から開放されないのであれば、せっきくの知的財産裁判所もなんらの効力を発揮することができないであろう。

7. 特許、商標案件の訴願制度の廃止

(1) 問題点

特許又は商標の行政救済プロセスのもっとも大きな問題点として、救済に時間がかかりすぎるものがあげられる。知的財産裁判所が設立されるに当たり、特許又は商標に関する行政救済の効率を高め、特許又は商標権の存在を迅速に確定できるようにしなければならない。そうしなければ権利者の権利行使、第三者の権益に影響が出るばかりではなく、産業発展や競争秩序の混乱を招きかねない。

現行制度下での発明特許の申請を例にとると、発明特許の申請が拒絶されるとすると、知的財産

局に対して再審査を提起した後に、經濟部に対して訴願を行い、行政訴訟第一審、行政訴訟第二審と、はじめの行政処分（特許申請の拒絶）を除き四級四審理の行政救済が行われることになる。また、行政機関内部だけを見ても、はじめの行政処分を含めて同一の特許申請案に対して二級三審理が行われることになる。仮に申請が許可されたとしても、第三者より意見が提出されれば、先ず知的財産局に対して無効審判請求が申請され、その結果に不服があれば訴願、二級の行政訴訟と、結果としては三級三審理が行われることになる。しかし、そもそも無効審判請求とは行政処分に対する不服を示す一つの形式なので、この場合もやはり四級四審理が行われるとみるべきである。さらに行政機関内部だけを見ても、はじめの行政処分を含め、同一の特許申請案に対して三度も審理が行われることになる。商標の申請を例にとると、商標の申請が拒絶されたとする、商標には特許申請案のような再審査制度は無いため、行政救済は三級三審理までであるが、仮に申請が許可され、第三者が異議を提起すれば、特許の場合と同様に四級四審理となってしまう。商標の無効審査請求が行われる場合にいたっては、はじめの行政処分も含め行政機関内部だけで同一の商標申請案に対して三度も審理が行われることになる。このような現状に加え、行政裁判所はそのほとんどが裁判ではなく原処分を取り消し原処分機関に再度の行政処分を行うよう命じる場合がほとんどであるため、その再度の行政処分に対してまた上記のような行政救済を行うことができることになり、特許、商標の行政救済は永遠に続くのではないかと思われるほど長期にわたって終結しないのが現実である。このような時間のかかりすぎる行政救済に大幅な改革が行われなければ、知的財産裁判所の存在も、元来の行政訴訟第一審が知的財産裁判所で審理されるだけのことに終わってしまう。

改革が必要なのは行政機関内部の審理と救済プロセスである。確かに特許権と商標権は共に主管期間の審査の後に付与される権利であるが、申請人又は他者がその処分に不服だということに対して、当該案件を行政機関内各層で何度も審議を必要とする必要があるのだろうか？なぜならば、知的財産権の救済に本当に必要なものは、他の救済プロセスのように救済プロセスが各級各審理にわたっていることではなく、専門性と効率性であるからである。このことは各国の知的財産権の救済プロセスを見れば明らかである。

(2) 比較法的観点

アメリカでは、特許主管機関が出した特許を付与しない旨の審査結果に対し不服がある場合、**The Board of Patent Appeals and Interference**に対して訴願を提出し¹⁴、その結果に対しても不服がある場合は、直接裁判所に対して訴訟を提起する¹⁵。第三者が主管機関の特許付与を行う旨の審査結果に対して不服がある場合は、主管機関に対して再審査(reexamination)を要求し、その結果に対して不服な場合は**The Board of Patent Appeals and Interference**に対して訴願を提出¹⁶する。その結果に対してさらに不服がある場合には**Court of Appeals for the Federal Circuit** (以下、CAFCという。)に対して上訴する。また当事者間の再審査プロセスにおいて、権利者又は第三者に不服がある場合は同様に**The Board of Patent Appeals and Interference**に対して訴願を提起し、さらに不服がある場合にはCAFCに対して上訴することができる¹⁷。アメリカにおける救済プロセスも複雑である。しかし、前述のように侵害訴訟中に特許の有効性に対して抗弁を行うことができ、裁判所の判決には拘束力があるため、再審査のプロセスが複雑であっても訴訟上の抗弁によって目的を達成することができる。

ドイツでは申請人が特許主管機関の拒絶に対して不服がある場合、主管機関に対して訴願(Beschwerde)¹⁸を行い、主管機関が訴願理由が正当だと判断した場合は原決定を変更し、正当では無いと判断した場合には訴願を特許裁判所に移送しその裁判を得る¹⁹。また、特許裁判所の判決に不服がある場合は連邦最高裁判所に対して上訴を行うことができる²⁰。第三者が特許主管機関の特許を付与する旨の決定が無効であるとの事由を持つ場合、直接特許裁判所に無効訴訟を提起でき、その結果に不服な場合は連邦最高裁判所に上訴できる。

日本では特許主管機関の拒絶に対して不服がある場合は審判部に審判を請求し²¹、さらに不服のある場合は知的財産高等裁判所に訴訟を提起した後、最高裁判所に上訴できる。第三者が特許主管機関の特許を付与する旨の決定に対して不服がある場合、直接特許権者を被告として特許庁に対して無効審判を申請でき、さらには知的財産高等裁判所、最高裁判所に上訴することができる。

(3) 特許、商標案件の訴願制度の廃止

ドイツと日本の救済制度は、司法機関についての部分は台湾と同様二級二審理であるが、行政機関におけるプロセスが台湾とは大きく異なる。ドイツについては特許の申請が拒絶された場合の救済プロセスは、申請人が行政機関に対して訴願提起することになるが、行政機関がその訴願を政党では無いと判断したとしてもその旨を決定することはできず、必ず特許裁判所に案件を移送しなければならないため、行政機関内では半級半審理しか行われていない。日本では審判部の審判によって処理されるが、その後は裁判所により処理されるため、行政機関内では一級一審理のみである。

台湾の行政機関内では二級の処理が行われており、各国に比べ明らかに多すぎるといわざるを

得ない。さらに台湾における過去の訴願成功率を見るとその商標、特許権の取り消し率は2003年には平均で6%、2004年には8%でしかない(表1)²²。訴願の効果には限りがあり、その専門性も主管機関には及ばない。一握りの案件のために、その他の90%以上の案件に対しても数か月の時間と労力を無駄にしている現状から、訴願というプロセスの必要性に疑問を感じる。

表1：訴願による商標、特許権の取り消し率

| 年度 | 事・項 | 商標、特許権 取り消し率 |
|------------------|------|-----------------|
| 2005年 | 商標案件 | 12.29% |
| | 特許案件 | 9.49% |
| 2006年 (1~10月) | 商標案件 | 10.80% |
| | 特許案件 | 10.27% |

8. 結論

知的財産裁判所の設置は考え方としてはすばらしいものである。多くの国家において知的財産権に関する案件を専門処理する裁判所が設置され、効率的に問題を解決している前例を見れば司法院が積極的に関連法案をまとめたのもうなずけ、またこのような処置が台湾の知的財産権の保護及び産業発展の促進に貢献するであろうことも想像に難くなく、賛同すべきものである。しかし、台湾に長きにわたって存在した知的財産法制度の問題は、知的財産裁判所が無かったことではなく、専門性と効率性に欠けた審判制度と救済制度が問題であったはずである。知的財産裁判所を設置したからといってすべての問題が解決されたわけではなく、むしろこれから、これらの問題に対する具体的で有効な改革を考えなければならないであろう。それによって知的財産裁判所は初めてその存在価値が与えられるのである。

専門性に関しては、本稿は台湾に技術裁判官を

設置することを期待しない。なぜならば、技術裁判官という制度と台湾における現行の司法制度との隔たりはあまりにも大きく、技術裁判官制度の導入は、逆にその存在利点を損なう恐れがあるため、専門化が訴訟プロセスに参加するなどの方法でこの問題の解決を図る道を探ったほうがより有効であろう。このたび成立した法律中では他国に習い技術審査官制度を導入しているが、このような方法は有効である。しかし、台湾におけるもっとも大きな問題は、行政救済制度との関係で被告機関より任命された技術審査官が裁判官の補佐をすることで、人民の裁判所に対する信頼を損なってしまう結果になるのではないかという問題である。

効率に関しては、現在の特許、商標行政救済制度に関して、訴願制度を廃止し救済プロセスを簡略化すると同時に、特許及び商標の無効審判請求に当事者系訴訟の構造を採用し、かつ知的財産裁判所の侵害訴訟中における特許又は商標の有効性の判断に対して対世効を認めるなどの大幅な改革が必要である。これらの改革があつてこそ、知的財産関連訴訟案件の審理効率は向上され、知的財産裁判所は公正性を持ち、人民の信頼を確立し、専門裁判所として期待される効果をはじめ十分に発揮することができるであろう。

注)

- *1 訳者註：台湾専利法第二条では「専利」には「発明専利」「新型専利」「新式様専利」の三種があると規定しており、それはそれぞれ日本の「特許発明」「登録実用新案」「登録意匠」に相当する。つまり台湾における「専利」とは「特許発明」「登録実用新案」「登録意匠」の総意である。本稿ではそれらを総じて「特許」と翻訳する。
 - 1 台湾の現行特許法では異議制度はすでに廃止（2004年7月1日）されたが、商標法では異議制度がまだ採用されている。
 - 2 台湾特許法は2003年3月31日より刑事責任を全面廃止した。
- *2 訳者註：中華民国（台湾）憲法は、行政を担う行政院、立法を担う立法院、司法を担う司法院、国家試験などを担う考試院、監察を担う監察院の五院による五権分立制度を採用している。
 - 3 ドイツは1961年に訴願及び無効の救済プロセスを特許局から切り離し連邦特許裁判所を設立した。
 - 4 韓国特許裁判所は1998年に設立した特別裁判所で、特許主管機関の判断に対する不服案件や、侵害案件など、特許関連の訴訟を専門に扱う裁判所である。
 - 5 日本では2005年4月1日に知的財産高等裁判所が設置され、行政救済事件のほかに技術関連の民事事件なども扱っている。
 - 6 アメリカの裁判官は助手のほかにOffice of the Senior Staff Attorney, Office of Senior Technical Assistantより法律上、技術上の補助を受けることができる。呉東都「美國専利訴訟制度論設立台湾専利法院（下）」台湾本土法學第67期（2005年）9頁。
- 7 「司法院94年度邀請智慧財產相關產官學界參與司法改革座談會建議事項本院辦理情形表」を参照のこと。：<http://www.judicial.gov.tw/aboutus/aboutus05/aboutus05-47.asp>
- *4 訳者註：民事訴訟法第63条第1項前段：訴訟参加人は補助をした当事者に対して、本訴訟の裁判が不当であるとの主張を行うことはできない。
 - 8 Vgl. Kraße, Patentrecht, 5. Aufl., S. 914.
 - 9 35 U.S.C. 282.
 - 10 知的財産局「専利商標行政救済制度之研究・第三章美國専利商標行政救済制度」を参照のこと。
 - 11 呉・前掲註（6）32頁。
 - 12 ドイツ特許法第81条及び商標法第51条
 - 13 知的財産局・前掲註（10）を参照のこと。
 - 14 35 U.S.C. 134（a）
 - 15 この場合はCAFCに対して上訴を行うか、D.C.連邦地方裁判所に民事訴訟を提起することができる。
 - 16 35 U.S.C. 306
 - 17 35 U.S.C. 315
 - 18 ドイツ特許法第73条第1項
 - 19 ドイツ特許法第73条4項
 - 20 ドイツ特許法第100条
 - 21 知的財産局・前掲註（10）「第四章日本専利商標行政救済制度」を参照のこと。
 - 22 經濟部訴願審議委員会資料：<http://2k3dmz2.moea.gov.tw/aaaweb/File/訴願案件統計/95年訴願案件統計資料/95年訴願案件統計資料/09512010.doc>